

平成27年度宮城県原子力防災訓練実施要綱

1 目的

原子力防災関係機関における原子力災害発生時の緊急対応に関する検証及び確認と、地域住民の原子力防災に関する意識の高揚を図ることを目的とする。

2 根拠

- (1) 災害対策基本法第8条第2項（地方自治体による防災上必要な訓練の実施）
- (2) 同第48条（防災訓練義務）
- (3) 原子力災害対策特別措置法第5条（地方公共団体の責務）
- (4) 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕第2章第22節（防災訓練等の実施）
- (5) 石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕第2章第16節（防災訓練等の実施）

3 日時

平成27年10月30日（金）午前8時30分から午後1時30分

4 主催

宮城県・女川町・石巻市・登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町

5 参加機関

指定行政機関・指定行政地方機関・自衛隊・地方公共団体・消防機関・指定公共機関・指定地方公共機関・医療機関・原子力事業者等

6 想定

宮城県沖にて地震が発生し、定格熱出力運転中の東北電力株式会社女川原子力発電所2号機において原子炉が自動停止した後、全交流電源喪失及び原子炉冷却機能の喪失により全面緊急事態に至る。その後、炉心が損傷し、排気筒から環境中に放射性物質が放出され、原子力発電所周辺地域に影響を与えたことから、各種の防護対策が必要な状況となり、各種応急対策を実施する。

なお、津波発生 of 想定は無いものとする。

7 訓練項目

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 石巻市災害対策本部運営訓練（市長参加：10時10分頃開催予定）
- (3) 県現地災害対策本部訓練
- (4) 原子力災害合同対策協議会等活動訓練
- (5) 緊急時モニタリング訓練
- (6) 広報訓練

- (7) 原子力災害医療活動訓練
- (8) 住民避難・屋内退避訓練
- (9) 交通対策等措置訓練

8 訓練の中止

災害が発生し、又は発生するおそれのあると認められるときは、本訓練を中止し、後日、緊急時通信連絡訓練のみを実施するものとする。

9 その他

今年度の原子力防災訓練は、先に実施日時を決定していた石巻市総合防災訓練の実施日時と近いことから、住民の負担増を考慮し、住民参加型の訓練を最小限とする。

なお、来年度以降は、避難計画の策定完了が見込まれることから、避難計画に基づく住民避難訓練を実施し、実際の避難所まで輸送を行い避難計画の検証を行う予定。